

事 務 連 絡

平成 22 年 9 月 7 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会

専務理事 大森伸男

有効成分マルボフロキサシン注射剤の承認

このことについて、平成 22 年 9 月 1 日付け事務連絡をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課薬事審査管理班長から別添写しのとおり通知がありましたので、貴会関係者に周知方お願いします。

なお、このたびの通知は、マルボフロキサシンを有効成分とする注射剤の承認に伴い、当該動物用医薬品の「使用対象動物」、「用法及び用量」及び「使用禁止期間」を定めることについて使用規制省令の一部改正を行い、平成 22 年 9 月 1 日に公布、同日施行されたというものです。

本件のお問合わせ先

事業担当：駒田

TEL 03-3475-1601

事務連絡
平成22年9月1日

社団法人 日本獣医師会 御中

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課
薬事審査管理班長

動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について

薬事法（昭和35年法律第145号）第83条の4第1項の規定に基づき、動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（平成22年農林水産省令第49号）が別添のとおり平成22年9月1日付をもって公布され、同日から施行されました。

今回の改正内容は下記のとおりであるので、参考としてください。

記

1. 改正の内容

今般、マルボフロキサシンを有効成分とする注射剤が承認されることに伴い、当該動物用医薬品の「使用対象動物」、「用法及び用量」及び「使用禁止期間」を定めるため動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部改正を行った。

2. 施行期日

平成22年9月1日

3. 参考

対象となる動物用医薬品は以下のとおりです。

マルボフロキサシンを有効成分とする注射剤

○マルボシル2%、1.0%（明治製菓株式会社）

【効能・効果】

適応症：牛；細菌性肺炎

有効菌種 パスツレラ・マルトシダ、マンヘミア・ヘ
モリチカ、マイコプラズマ・ボビス

豚；胸膜肺炎

有効菌種 パスツレラ・マルトシダ、アクチノバチル
ス・プルロニューモニエ



